

令和6年度「障害者スポーツ推進プロジェクト」公募要領

1. 事業名

障害者スポーツ推進プロジェクト

2. 事業の趣旨

東京2020パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリパラレガシーを更に継承・発展する観点から、2024神戸パラ陸上大会、2025年デフリンピック大会、2026年アジアパラ大会等が控えている好機を活かすべく、取組を加速することが必要である。また、成人一般に比べて障害者のスポーツ実施状況が低調であることから、障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図ることも重要である。

これらのことから、本事業は、障害のある方とない方がともにスポーツを楽しむ機会を創出し、障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、障害のある方とない方が身近な場所でスポーツをともに実施できる環境の整備や障害者スポーツ団体、地方公共団体、民間企業等の関係団体の連携体制の構築等を図ることを目的として実施する。

3. 事業の内容

受託者は、本事業の目的達成に向けて事業全体を取りまとめる事務局を設置し、以下の内容を実施する。また、各事業内容については、一体的に取り組むことでより効果的な取組となるよう企画・実施を行うこと。なお、本要領に定めのない事項については、スポーツ庁と協議の上で決定すること。

(1) 事業全体の運営・管理（事務局）

事業内容の進捗管理等を行う。

①コンソーシアムの運営・管理

障害者スポーツ団体の組織強化に向けて、障害者スポーツ団体・民間企業や地方公共団体等から構成されるコンソーシアムの事務局として、年間を通してコンソーシアムへの加盟申請受付・承認手続、問合せ対応等の業務を行うとともに、コンソーシアム加盟団体から提出される活動報告を取りまとめる。

②アドバイザリ機関の運営・管理

本プロジェクトのコンソーシアム活動全体に対する助言・指導及びコンソー

シウム内の活動（主にワーキンググループ活動）に対するアドバイザー、並びに個別ワーキンググループ活動への助言または、専門家の紹介を担う機関を設置し、事務局として、構成員との連絡調整及び会議等の運営を行う。

（２）コンソーシアム加盟団体の拡大及び連携促進並びに障害者スポーツ団体の組織強化に向けての取組。

関係団体のコンソーシアム加盟を促進し、また、加盟団体の連携による取組が全国各地で数多く実施されるよう団体間の連携促進を図るとともに、障害者スポーツ団体の組織力強化に向けた取組を行う。

①好事例の周知・普及等による加盟拡大と連携促進の取組

優れた取組の周知・横展開等を目的として、コンソーシアムの活動報告等を活用しながら認定・表彰などの顕彰制度を検討、実施する。また、連絡会合、シンポジウム等の関係団体の加盟や連携を促進する取組について検討、実施する。

さらに、加盟団体同士が強みや課題を共有し、連携強化を図ることができる分科会等の開催や加盟団体が有する情報を明示し、希望する他の加盟団体と連携・協働に向けたマッチングが可能となる仕組み等を提案すること。

なお、スポーツ分野の合理的配慮の提供に関する考え方等の情報提供や研修機会の提供など、コンソーシアムに加盟する団体に対して、必要な情報発信等を定期的に行うこと。

②ホームページや SNS 等を活用した情報発信

令和５年度中に開設予定の U-Sport Project ホームページを開設者から引き継ぎ、これをベースとして運用するとともに、（３）（４）で実施する事業の進捗、成果についても取組事例として発信するなどコンテンツの拡充を図る。また、スポーツ庁公式 SNS 等の活用のほか、WEB 上の PR 活動や WEB 広告等の活用により、障害者スポーツ団体等とパートナー関係を築いて障害者スポーツ振興活動を行う企業の紹介等の本プロジェクトに関連する情報を発信すること。

また、併せて、今後の広報や発信の充実が特に強く期待されるインクルーシブ大会等に係る情報や関連するイベント情報をタイムリーに配信し、インクルーシブ大会の意義に対する理解増進、インクルーシブ大会の認知度向上に取り組むこと。

なお、ホームページは次年度以降に委託先が変更したとしても円滑に引継ぎが行えるよう、詳細なサイト運営、ページ作成や編集の明確なガイドライン（マニュアル）の作成を行うほか、実際に、次年度の委託先が変更された場合には、確実な引継ぎを行うこと。

(3) U-Sport Project ムーブメントの創出

東京2020パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリパラレガシーを更に継承・発展する観点から、2024神戸パラ陸上大会、2025年デフリンピック大会、2026年アジアパラ大会等が控えている好機を活かすべく、障害者スポーツを身近に感じさせ、認知度が向上するようなU-Sport-Project ムーブメントを創出する取組を提案すること。

(4) 障害者スポーツ団体と民間企業又は地方公共団体を対象としたモデル創出事業の公募要件作成及び公募の実施

①障害者スポーツの推進に積極的に取り組む関係団体等に向けて、事業内容の趣旨を理解し、適切な企画提案書が提出できるよう公募要件を作成し、各事業を実施する団体の公募を行う。

なお、団体の公募については、令和6年4月上旬までに開始する必要がある。

具体的な事業内容、採択予定件数、事業規模については、以下のテーマとすること。なお、テーマの詳細、採択予定件数、事業規模については、スポーツ庁との協議を踏まえ、変動することが有り得る。

ア. 企業と競技団体による障害者スポーツ大会や特別支援学校等が参加する全国大会、インクルーシブなスポーツ大会の整備

採択予定件数：4者、事業規模：5,500千円（1件あたり）

イ. デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備

採択予定件数：1者、事業規模：18,000千円（1件あたり）

ウ. オープンスペースを活用したユニバーサルスポーツの実施環境の整備

採択予定件数：3者、事業規模：4,000千円（1件あたり）

エ. 地域の課題に対応した障害者に対するスポーツの振興、実施環境の整備

採択予定件数：2者、事業規模：4,000千円（1件あたり）

②①の採択・実施支援・進捗管理

各事業について、外部有識者等による審査委員の審査結果のもと採択する。審査委員についてはスポーツ庁と協議の上で決定するが、審査方法（人数含）について提案すること。採択した関係団体等が実施するモデル事業については、事業効果の最大化やフィージビリティの確保の観点から受託者が適切な実施支援・管理を行う。

③①のモデル事業の横展開のための成果報告会の企画・運営・実施

障害者スポーツを推進する関係団体等の連携を活性化し、障害者スポーツ推

進プロジェクトで実施したモデル事業を全国に展開するための報告会を企画し、運営を行う。報告会については、好事例として普及啓発できるよう、できるだけ多くの関係団体等が参加できる方法で実施すること。

(5) 事業成果報告書の作成

(1)～(4)の事業実施結果について、事業成果報告書を作成し、事業を終了した日から10日以内に印刷物2部と電子データをスポーツ庁に提出すること。

4. 委託先

法人格を有する団体

5. 委託期間

本事業の委託期間は、契約を締結した日から、令和7年3月31日までとする。

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

8. 説明会の開催

開催日時：令和6年2月15日（木）16時00分開始

開催方法：オンライン（Zoom）で実施する。

※説明会へ参加を希望する機関は、所属、氏名、連絡を記載の上、令和6年2月13日（火）15時までに、E-mail（kensport@mext.go.jp）へ連絡を行うこと。メールの件名は「【説明会希望】「令和6年障害者スポーツ推進プロジェクトの公募について」とすること。

9. 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

①企画提案書

※企画提案書の様式は、別紙（様式1）を使用し、用紙サイズはA4判、横書きとすること。

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③申請団体の概要（要覧・会社案内等）

④最新の財務諸表等の資料

⑤暴力団体等に該当しない旨の誓約書（別紙2）

(2) 提出先及び公募に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL：03-5253-4111（内線：3490）（担当：福島、佐藤）

e-mail：kensport@mext.go.jp

※事業内容等に関する問合せは、件名を「【問合せ】「令和6年障害者スポーツ推進プロジェクトの公募について」とし、電子メールで送付すること。電話での受付はできない。

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(3) 提出方法

企画提案書は日本語で作成し、電子データとしてE-mailにより提出すること。

- ・送信メールの題名は、「【団体名】障害者スポーツ推進プロジェクト応募提出資料」とすること。
- ・提案書類の電子データ形式は、Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint（2016で閲覧可能なもの）のいずれか）及びPDFファイル形式（Adobe Acrobat Reader DCで閲覧可能なもの）とする。
- ・受信通知は、送信者に対してメールにより返信する。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出期限

令和6年2月28日（水）17時00分（必着）

(5) その他

- ・ 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- ・ 必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。
- ・ 期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。

10. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

11. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：130,000千円（税込・上限額）

採択件数：1件

12. 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対してヒアリングや提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

(2) 審査基準

審査基準（別紙3）のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

13. 契約の締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14. スケジュール

- ①公募開始：令和6年2月2日（金）
- ②説明会：令和6年2月15日（木）16時00分
- ③公募締切：令和6年2月28日（水）17時00分
- ④審査：令和6年3月
- ⑤契約締結：令和6年4月1日（予定）
- ⑥契約期間：契約締結日から令和7年3月31日まで

※契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※事業開始日は、契約予定者選定後、スポーツ庁と契約予定者との間の契約条件等の協議、事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに留意すること。

15. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等を遵守すること。
- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (4) 本企画公募は、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合があ

る。

- (5) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。
また、再委託費以外のすべての項目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (6) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備を行うこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（旅費・謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行口座情報
- ・ 確認書（知的財産）（知的財産権の帰属を希望する場合のみ）

この公募は、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、事業規模やスケジュール等を変更する場合がある。

令和6年度「障害者スポーツ推進プロジェクト」

審 査 基 準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が高いものについて採択案件に決定する。

II 審査方法

スポーツ庁健康スポーツ課が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。全団体からヒアリングによる審査の実施、スポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、以下に示す評価項目及び評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

<評価項目>

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っており、事業を円滑に遂行するための実施体制に工夫がなされていること。
- (2) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること。
- (4) 業務従事予定者が事業の成果を最大化するために必要な当該分野及び関連分野に関する知識・知見を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領で定める全ての事業内容が提案され、実現性・妥当性があること。
- (2) 事務局の設置について、関係機関との連絡調整や申請書類の受付、提出種類の確認、承認手続、事業の進捗管理及び報告のとりまとめ等に適切に対応するための体制が提案されており、効率的かつ確実な運営が見込まれる内容であること。
- (3) コンソーシアム加盟団体の拡大及び連携促進、並びに障害者スポーツ団体の組織強化のための情報発信について、効果的な実施計画が提案されていること。
- (4) U-Sport-Project ムーブメントを創出する取組が具体的且つ計画的に提案されていること。
- (5) 障害者スポーツ団体と民間企業又は地方公共団体を対象としたモデル創出事業に

ついて、実現可能な事業実施スキームが計画されていること。また、新規性のあ
るモデルの創出に向けた審査体制や管理体制が構築されていること
(6) 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

(1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長
の認定等相当確認を有していること。

<評価基準>

1 「1 事業実施主体に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

優れている = 3 点	普通 = 2 点	劣っている = 1 点
-------------	----------	-------------

2 「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

大変優れている = 5 点	優れている = 4 点	普通 = 3 点
やや劣っている = 2 点	劣っている = 1 点	

3 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共
同参画局長の認定等相当の確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準
じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認 定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定） ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1 点 ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1.5 点 ・認定段階 3 = 2 点 ・プラチナえるぼし認定 = 3 点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない 事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満 了していない行動計画を策定している場合のみ）） = 0.5 点
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラ チナ認定企業） ・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部 を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省 令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令

附則第2条第3項の規定に基づく認定) = 1点

- ・トライくるみん認定 = 1.5点
- ・くるみん認定② (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) (次世代法施行規則の一部を改正する省令 (令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)) による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定 (ただし、①の認定を除く。)) = 1.5点
- ・くるみん認定③ (令和4年4月1日以降の基準) (令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) = 1.5点
- ・プラチナくるみん認定 = 3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律 (若者雇用促進法) に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 2点

○スポーツエールカンパニー認定 (スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定)

- ・スポーツエールカンパニー認定 = 1点
- ・スポーツエールカンパニー+ (プラス) 認定 = 2点
- ・Bronze (ブロンズ) 認定 = 2点
- ・Bronze+ (ブロンズプラス) 認定 = 2.5点
- ・Silver (シルバー) 認定 = 2.5点
- ・Silver+ (シルバープラス) 認定 = 3点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。